

公民

わが国の裁判の仕組み

大西昭彦 大阪府守口市立第二中学校教諭

1 新聞活用のねらい

新聞には、毎日とっていいほど裁判（判決）記事が掲載されている。司法権（裁判所）の単位では、これら記事を使って授業を進めることにより、生徒たちに司法への興味・関心を大いに呼び起こすことができる。

2 授業構成

ねらい

①民事裁判と刑事裁判との違いを理解させる。

おもな学習活動

①裁判はどのような時に始まるか。

- AさんはBさんにお金を貸したが、返してもらえなかった。そこでBさんはAさんにお金を返してくれと訴えられた。
- Bさんは横領の罪で訴えられた。

この中で、裁判には民事裁判と刑事裁判があることを明らかにする。

②授業当日の朝刊あるいは前日の夕刊などの記事を使って、民事裁判の性格や手続を理解する。

②民事裁判の理解を記事の切り抜きから具体的に進める。

- 原告はだれで、被告はだれで、どのような事件か。
- 両者の主張は。
- 判決を下した裁判所は。
- 裁判所はどちらの主張を取り入れたか。（勝訴したのは）
- 裁判所はどのようなことを命じたのか。（賠償など）

③西淀川公害訴訟で行政裁判や和解勧告制度を探る。

③行政裁判は、被告が国または地方公共団体の場合をいう。民事裁判と同じように裁判の手続き、さらに和解・調停制度にもふれる。具体的には西淀川公害訴訟を進める。

留意点

あくまで裁判制度の仕組みを理解させることが課題であり、訴訟内容に深入りしないようにする。

- だれがだれを訴えているのか。判決は出されたか。

3 評価の観点

関心意欲▶裁判制度をより具体的なものとして興味や関心を持てたか。

思考判断▶人権を守る裁判所の重要性を考えたか。

知識理解▶裁判の制度・仕組みを理解したか。

4 発展・応用例

刑事裁判の手続きや裁判の仕組み、三審制度などを最近のニュースを使って指導する。また、生徒自らが新聞の中から探し出した裁判記事を授業に活用したり、切り抜きを課題学習に組み入れたりしたい。

設問例 西淀川公害訴訟

①

新聞記事を読んで答えなさい。資料▶ 1 | 2 | 3

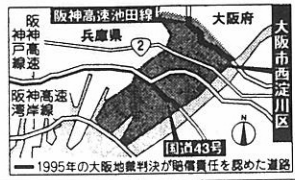
- Q. 原告（訴えたのは）はだれですか。
- A. 大気汚染に苦しむ大阪市西淀川区の公害認定患者と遺族。
- Q. 被告（訴えられている）のはだれですか。
- A. 国と阪神道路公団。
- Q. 裁判所はどこですか。
- A. 大阪高裁。
- Q. 裁判官は解決をうながすため何をしましたか。またその内容を説明しているところに下線を引きなさい。
- A. 和解するよう勧告した。下線は、記事本記3行目の「勧告は」から最後の「述べた」まで。
- Q. 裁判は何年で決着しましたか。
- A. 20年。

西淀川公害訴訟、20年ぶり和解

原告は賠償金放棄

大気汚染に苦しむ大阪府西淀川区の公害病認定患者と遺族が、区内を通る幹線道路の国道43号と43号、阪神高速道路池田線、同神戸線を設置、管理する国や阪神高速道路公団を相手取り、損害賠償と、環境基準を超える汚染物質の排出差止めを求めた「西淀川公害訴訟」(第一四四次)の控訴審は二十九日、大阪高裁で和解が成立した。最大の争点だった車の排ガスと健康被害の因果関係については触れないまま、国と公団が車の排ガスの削減などの環境対策の実施を約束し、患者側も第二四四次訴訟の一審判決で認められた約六千六百万円の賠償金の請求権などを放棄するという内容。大気汚染公害訴訟で国が和解に応じるのは初めてだ。企業との間では一九九五年三月に和解が成立しており、工場の排煙と車の排ガスによる「複合大気汚染」の責任を国内の公害裁判で初めて追及した訴訟は、七八年四月の第一次提訴から二十年ぶりに全面決着した。

排ガス対策を国・公団約束



大阪府西淀川区
1995年の大阪地裁判決が賠償責任を認めた道路

■原告主張に理解
和解に先立って菅井達也裁判長は、解決を促すための勧告文を示した。勧告は、国と公団が大気汚染の解決を目指す。西淀川区で環境基準を上回る二酸化窒素などの大気汚染が長く現状を指摘。「大気汚染は工場などからの排煙だけでなく、自動車の排ガスによってもたらされているとされている」と述べ、患者側の主張「一、原告と国・公団は「環境改善へ努力」と述べた。

■環境改善へ努力
和解条項では、国・公団側が沿道環境の改善に努めることを約束した。具体的には、左折専用レーンを設置するなど渋滞を防止するための交差点改良や、国道沿線の交通量の減少につながる車線削減、低騒音舗装による騒音の軽減などが盛り込まれた。

■住民と継続協議
こうした一連の施策を著実に実施し、国・公団と患者側が環境対策などを継続的に協議する場として、「西淀川地区沿道環境に関する連絡会」が設置されることになった。

一方、「患者側はその余の請求を放棄する」として、第一四四次訴訟一審判決で得た約六千六百万円を含むすべての損害賠償や汚染物質の差し止めの請求を撤回した。

そのうえで、長期化した裁判の途中で多くの原告患者が死んでいることや、国と公団が大気汚染の解決に向けて努力し、患者らも財団法人「公害地域再生センター」(あおぞら財団)の設立など環境改善に取り組みていることを挙げ、訴訟を終結させて双方が将来に向かつてより良い沿道環境の実現を目指して努力することが、最も妥当な解決であると考えたと述べた。

和解条項の骨子
西淀川公害訴訟の和解条項の骨子は次の通り。
一、国、阪神高速道路公団は、沿道環境の改善のため、取り得る施策の実施に努め、国道43号の一部で車線削減などを行う。

一、国、公団は排ガスに含まれる窒素酸化物の光触媒による浄化策をモデル的に導入し、浮遊粒子状物質による大気汚染について調査を行う。
一、原告と国・公団は「環境に関する連絡会」を設置する。

責任論超え環境再生へ

「訴訟」西淀川公害訴訟をめぐり二十九日、大阪高裁で成立した和解、第二四四次訴訟の審判法が認められた自動車排ガスの健康影響をめぐり、西淀川地区の公害病認定患者と遺族は、原告と国・公団は「環境に関する連絡会」を設置する。だが、今日の和解で最初の足がかりができた。多くの患者の方々がすでに亡くなったが、この喜びをともにしたかった。

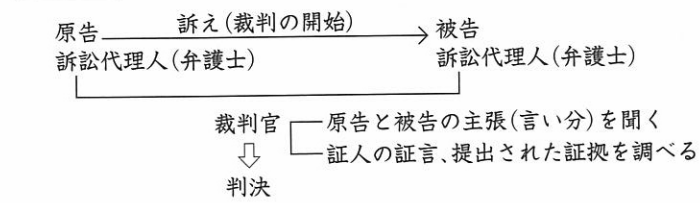
誠意もって一層努力を。建設省近畿地方建設局の竹村太郎局長の話、和解の大変な問題もどう解決するか、国・公団との協力関係を踏まえ、引き続きできるか、を約束し、引き続き、より良い国道43号、同43号

再生に向けた研究を進め、道路政策提言を国に提出。建設省も、道路審議会が住民との対話と基本に、交通規制などの導入なども視野に入れた「環境の保全」に配慮した道路の考え方を打ち出した。騒音被害について国の管理責任を認め、国道43号公害訴訟の最高裁判決や地球規模の環境保全を求めた世論の高まりを踏まえ、国と公団の考えに近づいた。

今回の和解は、法的責任論議を超えて双方が歩み寄ったものだけに、国が積極的な必要環境対策の推進につとめると約束したことへの責任は重い。

板書事項

- 個人と個人の争い.....民事裁判
例 貸した金を返せ・名誉を償えなど
- 犯罪.....刑事裁判
例 ものを盗む・他人を傷つけるなど



法律に基づいてどちらの言い分が正しいか判断し、損害賠償などを言い渡す
☆行政裁判 被告が国や地方自治体
☆和解・調停制度

資料1 朝日新聞 1998.7.30付朝刊

資料2 京都新聞 1998.7.30付朝刊

青空回復 待たなし



集会後、横断幕を手に大阪高裁に向かう西淀川公害訴訟の原告団＝29日午後2時23分、大阪市北区西天満

西淀川公害訴訟が和解

「勝利」原告団長 遺影抱き思い万感

四大公害訴訟の一つ西淀川公害訴訟が二十九日、約二十年ぶりに和解した。国や道路公団が事実上非を認める形で環境改善策を約束。「勝利の和解」と笑みを浮かべる原告団長に拍手が沸く。だが一生をせんとせよとたたきつめたに苦しめられ、この日を待たずに亡くなった原告は二百人を超える。原告らの願いは子や孫にきれいな青い空を取り戻すことだ。国は解決金や謝罪という形で明確に責任は認めなかったが、公害のない道路づくりを目指す姿勢を示した。原告が本当の勝利を味わえるよう国には、待たなしの実効ある対策が求められる。

「勝利の和解ができました。後三時半すぎ、大阪高裁の玄関前で二百人近い支援者と一緒に、原告団長の森脇君を前に、原告団長の森脇君の手が沸き起こった。提起から既に二十年余り。和解を待たずにこの世を去った原告は二百人を超える。最高気温三〇度を超す暑さの中、流れる汗をぬぐいながら二〇二号法廷に入った原告患者の平均年齢は七十歳代前半に。傍聴席には夫や息子の遺影を抱いた原告の姿もみられた。

午後三時、最後の法廷が始まった。意見陳述で森脇さんが「闘いの半ばで亡くなった仲間にも喜んでもらえよう」と万感の思いを込める。続いて笠井達也裁判長が和解の成立を宣言。「患者のご多幸と亡くなった方の安らかなることを祈念します」。裁判長の声を、原告らは長かったこれまでの道のりへの思いを込めて聞き入った。

今後へ大きな成果
森脇君・西淀川公害訴訟原告団長の話 今回の和解は、道路公害のない明日を切り開くものだ。継続的な協議機関の設置は今後の大きな成果。私たちが提言の実現を目指し、ねばり強く交渉を続ける。闘いの半ばにして亡くなった多くの仲間には、一九九五年の被告企業との全面勝利和解に引き続き今回も喜んでもらえようと思う。

環境対策に努める
阪神高速道路公団の有川正治総務担当理事の話 今後も引き続き、関係機関の協力を得ながら環境対策に努める。

公害根絶への誓約だ
井関和彦・西淀川公害訴訟原告弁護団長の話 今回の和解は一定の義務を果たして終わりという単純なものになりません。

記者会見に臨んだ森脇さんも「道路公害はまだ終わっていない。きれいな青空を取り戻すための一歩が今日から始まる」と地域の再生に向けて気持ちを締めつけていた。

あおぞら財団提言実る

西淀川公害訴訟は、賠償や謝罪ではなく、国に公害のない道路行政を約束させるという異例の「未来志向型」の和解となった。原告らがこつた解決を選んだのは、和解案の骨格となった行政への提言を、自ら設立した「公害地域再生センター」（愛称・あおぞら財団）がくり上げたからだ。

財団は先に和解した被告企業からの解決金の一部で、専門スタッフによる西淀川地区の環境調査などを目的に設立。提言づくりは昨年初めから道路工や都市計画を専門とする大学教授らと共同で進め、今月地域から考えるこれからの「本の道路」と題して公表した。

西淀川地区の環境の詳細な調査と海外の先進地域の対策を研究した上、交通量規制の方法から住民参加の街づくりまで具体策を盛り込んだ。

和解で国、阪神高速道路公団と住民の連絡会が設置され、行政が住民の要望を受け止める場ができる。原告らの「手渡したいのは青空」という願いが実現に近づいた。

資料 4 毎日新聞 1998. 6. 30付夕刊



市川猿之助さん

人気歌舞伎役者の市川猿之助(本名・喜劇斗政彦)さんが、宿泊先のホテルなどについて付きまとう大阪府内の女性(51)を相手に、市川さんが公演する劇

猿之助さん「ストーリーカー」

51歳女性に「排除」判決

大阪地裁

場と本人の周辺半径200メートル以内への立ち入り禁止、慰謝料300万円の支払いを求めた訴訟の判決が30日までに、大阪地裁であった。大谷正治裁判官は「うそを言いふらしたり、しつこく付きまとうなど市川さんに著しい苦痛を与え、役者であることを考慮しても我慢すべき限度を超えている」として、劇場への立ち入り

禁止などの請求をほぼ認め、慰謝料50万円の賠償を命じた。判決によると女性は、1992年2月に開かれた宮崎県延岡市の公演以降、東京や大阪の公演の最前列に座り、他の観客が笑っている様子を見つめたり、「私は猿之助の婚約者で近々結婚する」といつまでもを言いふらし

200メートル以内の立ち入り取りだめ

た。さらに94年10月には、市川さんが公演のため宿泊していたホテルの隣室に宿泊したり、同じ電車に乗り合わせるなど続けた。この間、付きまとうないよう話

し合いを持ったが、女性が受け入れなかったという。市川さんは95年11月、劇場への立ち入り禁止などの仮処分を申請。請求が認められたが、女性は96年8月にタイ国王即位50周年事業としてバンコクで開かれた公演にも、市川さんと同じ

飛行機に乗り、同じホテルに宿泊した。このため、市川さんが人格権に基づき、「歌舞伎を演じる権利を侵害された」などと、96年10月に提訴していた。女性は弁論には全く出席しなかったが、書面で争っていた。【小栗 高弘】

設問例 ② 歌舞伎俳優・市川猿之助さんの訴訟

資料▶ 4

新聞記事を読んで答えなさい。

- Q. 原告(訴えたのは)はだれですか。
- A. 市川猿之助さん。
- Q. 被告(訴えられている)のはだれですか。
- A. 大阪府内の女性。
- Q. 訴えた裁判所はどこですか。
- A. 大阪地方裁判所。
- Q. 原告は裁判所にどのようなことを求めましたか。
- A. 公演する劇場への立ち入り禁止と慰謝料300万円の支払い。
- Q. どちらの主張を取り入れましたか(勝訴したのは)。
- A. 市川猿之助さん。
- Q. 裁判所はどのようなことを命じたのか(賠償などは)。
- A. 公演劇場のほか、市川さんの周囲半径200メートル以内への立ち入り禁止や慰謝料50万円の支払い。

資料 5 ワークシート例

年()組 氏名()

今日の新聞から裁判の記事を見つけましょう。

- 裁判所名を書きましょう ()
- その裁判は民事裁判ですか それとも刑事裁判ですか
民事裁判なら _____ 刑事裁判なら _____
- 原告はだれですか() 被告人はだれですか()
被告はだれですか()
- どのような事件かまとめよう
- 判決が出された記事ならその判決内容もまとめよう

記事を張る

糊 代